

【別紙 8】

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
8-11-2 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第8条第11項第2号にいう先物取引に類似する取引のうち商品を対象物とする取引については、通常差金決済により取引されるものであることに留意する。	8-11-4 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第8条第11項第4号にいう先物取引に類似する取引のうち商品を対象物とする取引については、通常差金決済により取引されるものであることに留意する。
8-14 デリバティブ取引の範囲に関しては、次の点に留意する。 1・2 （略） （削る）	8-13 デリバティブ取引の範囲に関しては、次の点に留意する。 1・2 （略） 3 <u>クレジット・デリバティブ及びウエザー・デリバティブのうち時価評価されるものは、デリバティブ取引に含まれるものとする。</u>
8-20 規則第8条第20項に規定する売買目的有価証券とは、「金融商品に <u>関する</u> 会計基準」にいう売買目的有価証券をいうものとする。	8-19 規則第8条第19項に規定する売買目的有価証券とは、「金融商品に <u>係る</u> 会計基準」にいう売買目的有価証券をいうものとする。
8-21 規則第8条第21項に規定する満期保有目的の債券とは、「金融商品に <u>関する</u> 会計基準」にいう満期保有目的の債券をいうものとする。	8-20 規則第8条第20項に規定する満期保有目的の債券とは、「金融商品に <u>係る</u> 会計基準」にいう満期保有目的の債券をいうものとする。
8-22 規則第8条第22項に規定するその他有価証券とは、「金融商品に <u>関する</u> 会計基準」にいうその他有価証券をいうものとする。	8-21 規則第8条第21項に規定するその他有価証券とは、「金融商品に <u>係る</u> 会計基準」にいうその他有価証券をいうものとする。
8の2-1 規則第8条の2第1号に掲げる事項については、次の点に留意する。 1 有価証券とは、 <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項（ <u>同項第1号及び第2号を除く。</u> ）に規定する有価証券及び申込証拠金領収証をいう。新株申込受付票は、申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとする。 <u>信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に掲げる権利をいう。）並びに内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含めるものとする。</u> 2 （略）	8の2-1 規則第8条の2第1号に掲げる事項については、次の点に留意する。 1 有価証券とは、 <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券及び申込証拠金領収証をいう。新株申込受付票は、申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとする。内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含める <u>ことができる</u> ものとする。 2 （略）
8の2-6 規則第8条の2第6号に規定する引当金の計上基準については、各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載するものとする。 なお、規則第54条の3第1項の規定による準備金等についてもこれに準じて記載するものとする。	8の2-6 規則第8条の2第6号に規定する引当金の計上基準については、各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載するものとする。 なお、規則第54条の2第1項の規定による準備金等についてもこれに準じて記載するものとする。
8の2-7 規則第8条の2第7号に規定する収益及び費用の計上基準には、割賦販売、ファイナンス・リース取引、長期請負工事等に係る収益及び費用の計上基準、業界特有の収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を	8の2-7 規則第8条の2第7号に規定する収益及び費用の計上基準には、割賦販売、長期請負工事等に係る収益及び費用の計上基準、業界特有の収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認め

行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。	られる事項を記載するものとする。
(削る)	
8の2-8 規則第8条の2第8号に規定するヘッジ会計の方法の記載に関しては、次の点に留意する。 1 ヘッジ会計とは、「金融商品に関する会計基準」にいうヘッジ会計をいうものとする。 2 (略)	8の2-8 規則第8条の2第8号に規定するリース取引の処理方法には、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理又は通常の賃貸借取引に準じた会計処理のいずれによったかを記載するものとする。
8の2-10 規則第8条の2第10号に規定する事項には、支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。	8の2-9 規則第8条の2第9号に規定するヘッジ会計の方法の記載に関しては、次の点に留意する。 1 ヘッジ会計とは、「金融商品に係る会計基準」にいうヘッジ会計をいうものとする。 2 (略)
8の6 規則第8条の6に規定する注記とは、「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、リース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語は、「リース取引に関する会計基準」に定めるリース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語をいうものとする。	8の2-11 規則第8条の2第11号に規定する事項には、支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。
8の6-1-1 規則第8条の6第1項第1号イに規定するリース資産の内容には、主な資産の種類等を記載するものとする。	(新設)
8の6-1-2 規則第8条の6第1項第2号に規定するリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額については、利息相当額を控除する前の金額を記載するものとする。	8の6-1-1 規則第8条の6第1項第1号に掲げる事項の注記に関しては、次の点に留意する。 1 規則第8条の6第1項第1号イに規定する残高相当額を算定するにあたっては、減損損失累計額相当額を控除する。 2 規則第8条の6第1項第1号イ及びロにいう減損損失、リース資産減損勘定等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失、リース資産減損勘定等の用語をいうものとする。 3 規則第8条の6第1項第1号ハに規定する利息相当額の算定方法には、利息相当額の合理的な見積額の算定方法及び当該利息相当額の各事業年度への配分方法を記載するものとする。
8の6-2 規則第8条の6第2項に規定する解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額には、リース契約に基づくリース期間の一部分の期間について	8の6-1-2 規則第8条の6第1項第2号に掲げる事項の注記に関しては、次の点に留意する。 1 規則第8条の6第1項第2号イに規定する残高相当額を算定するにあたっては、減損損失累計額を控除する。 2 規則第8条の6第1項第2号ハに規定する利息相当額の算定方法には、利息相当額の各事業年度への配分方法を記載するものとする。
8の6-2 規則第8条の6第2項に規定する解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額には、リース契約に基づくリース期間の一部分の期間について	8の6-2 規則第8条の6第2項及び第3項の未経過リース料残高には、次のようなリース取引に係るものは含まれないものとする。

<u>てリース契約を解除することができないリース取引における当該リース期間の一部分の期間に係る未経過リース料の金額を含めて記載することに留意する。</u>	<u>1 売買処理が行われているリース取引</u> <u>2 リース期間が一年未満のリース取引</u> <u>3 規則第8条の6第6項の規定により重要性が乏しいものとして注記をしないものとしたリース取引</u> <u>4 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっているリース取引</u>
(削る)	<u>8の6-4 規則第8条の6第4項の未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額には、次のようなリース取引に係るものは含まれないものとする。</u> <u>1 売買処理が行われているリース取引</u> <u>2 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっているリース取引</u>
(削る)	<u>8の6-6 規則第8条の6第6項に規定する一件当たりの金額が少額なものは、リース契約一件当たりの金額が300万円以下のものとする。ただし、一つのリース契約に科目の異なる有形固定資産（有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合は、当該資産を含む。）が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額によることができる。</u>
8の7-1 規則第8条の7に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 1 (略) 2 有価証券の時価は、「金融商品に<u>関する</u>会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。 3～8 (略)	8の7-1 規則第8条の7に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 1 (略) 2 有価証券の時価は、「金融商品に<u>係る</u>会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。 3～8 (略)
8の8-1-2 規則第8条の8第1項第2号の注記に関しては、次の点に留意する。 1・2 (略) 3 デリバティブ取引の時価は、「金融商品に<u>関する</u>会計基準」に従って算定するものとする。 4 (略)	8の8-1-2 規則第8条の8第1項第2号の注記に関しては、次の点に留意する。 1・2 (略) 3 デリバティブ取引の時価は、「金融商品に<u>係る</u>会計基準」に従って算定するものとする。 4 (略)
<u>8の10 規則第8条の10及び第8条の10の2に規定する注記とは、「関連当事者の開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、関連当事者との取引等の用語は、「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める関連当事者との取引等の用語をいうものとする。</u>	(新設)
<u>8の10-1 関連当事者との無償取引又は低廉な価格での取引については、当該取引を第三者との通常取引と仮定して取引金額を見積もり、重要な取引に該当するかどうかを判断するものとする。</u>	(新設)
<u>8の10-1-9 規則第8条の10第1項第9号に規定する破産更生債権等には、特別の事情により当該企業における通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権を含むものとする。</u>	(新設)

8の10-1-10 規則第8条の10第1項第10号に規定する注記することが適当と認められるものには、債務保証損失引当金が含まれるものとする。

(新設)

8の10-3 規則第8条の10第3項各号に掲げる取引については、次の点に留意する。

(新設)

1 増資（公募増資を除く。）の引受けや自己株式の取得等は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引には該当しないものとする。

2 関連当事者である役員が使用人兼務役員の場合であって、財務諸表提出会社と当該役員との間の取引が、当該役員の使用人としての立場で行われていることが明らかなときは、注記を要しないものとする。

15-1 規則第15条第1号の現金及び預金に関しては、次の点に留意する。

1 (略)

2 規則第15条第1号の預金は、金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項各号に掲げる協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の9各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）に対する預金、貯金及び掛金、郵便貯金並びに郵便振替貯金に限るものとする。

なお、預金には、契約期間が1年を超える預金で1年内に期限の到来するものを含むものとする。

15-1 規則第15条第1号の現金及び預金に関しては、次の点に留意する。

1 (略)

2 規則第15条第1号の預金は、金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の2各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）に対する預金、貯金及び掛金、郵便貯金並びに郵便振替貯金に限るものとする。

なお、預金には、契約期間が1年を超える預金で1年内に期限の到来するものを含むものとする。

15-2 規則第15条第2号の手形債権は、得意先との間に発生した営業取引に関する手形債権をいう。

15-2 規則第15条第2号の手形債権等に関しては、次の点に留意する。

1 規則第15条第2号の手形債権は、得意先との間に発生した営業取引に関する手形債権をいう。

2 規則第15条第2号ただし書、第3号ただし書及び第11号ただし書に規定するこれらに準ずる債権とは、特別の事情により当該企業における通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権をいう。

19 規則第19条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1～5 (略)

6 通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産で1年内に期限が到来するものについて、それぞれの合計額が資産の総額の100分の1を超える場合には、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

19 規則第19条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1～5 (略)

(新設)

22-9 規則第22条第9号の建設仮勘定に関しては、次の点に留意する。

1～5 (略)

22-8 規則第22条第8号の建設仮勘定に関しては、次の点に留意する。

1～5 (略)

22-10 山林及び植林（ただし、付属する土地を除く。）は、規則第22条第10号の資産に属するものとする。

22-9 山林及び植林（ただし、付属する土地を除く。）は、規則第22条第9号の資産に属するものとする。

27-13 水利権、版權、著作権、映画会社の原画権等は、規則第27第13号の資産

27 規則第27条に規定するこれらに準ずる資産とは、水利権、版權、著作権、映

に属するものとする。

33規則第33条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1投資の目的をもって所有する建物その他の資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額については、有形固定資産の例により、記載することができるものとする。

2規則31条の4に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの合計額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

49－1－5規則第49条第1項第5号の未払金の項目を示す科目には、規則第47条第5号の未払金及び同条第6号のその他の負債に含まれる未払金について記載するものとする。

49－1－10規則第49条第1項第10号の預り金の項目を示す科目には、規則第47条第5号の預り金及び同条第6号のその他の負債に含まれる預り金並びに当該会社が源泉徴収した役員又は従業員の所得税等について記載するものとする。

なお、規則第49条第1項第10号ただし書の規定により除くこととされている株主、役員又は従業員からの預り金には、役員又は従業員の社内預金等が含まれる。

52－1－6規則第52条第1項第6号の引当金については、一年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、一年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が一年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は一年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

54の3－1規則第54条の3第1項に規定する準備金等の表示方法は、おおむね次によるものとする。

II固定負債

.....

×××

×××

III特別法上の準備金（又は引当金）

.....

×××

×××

×××

×××

59持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社をいう。以下同じ。）、組合及び信託の貸借対照表を作成する場合には、その純資産の記載については、規則第59条から第68条までの規定に準じて、適当な項目に分類して記載することができる。

画会社の原画権等をいう。

33投資の目的をもって所有する建物その他の資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額については、有形固定資産の例により、記載することができるものとする。

49－1－4規則第49条第1項第4号の未払金の項目を示す科目には、規則第47条第5号の未払金及び同条第6号のその他の負債に含まれる未払金について記載するものとする。

49－1－7規則第49条第1項第7号の預り金の項目を示す科目には、規則第47条第5号の預り金及び同条第6号のその他の負債に含まれる預り金並びに当該会社が源泉徴収した役員又は従業員の所得税等について記載するものとする。

なお、規則第49条第1項第7号ただし書の規定により除くこととされている株主、役員又は従業員からの預り金には、役員又は従業員の社内預金等が含まれる。

52－1－4規則第52条第1項第4号の引当金については、一年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、一年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が一年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は一年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

54の2－1規則第54条の2第1項に規定する準備金等の表示方法は、おおむね次によるものとする。

II固定負債

.....

×××

×××

III特別法上の準備金（又は引当金）

.....

×××

×××

×××

×××

（新設）

68の4 規則第68条の4の規定による記載については、次の点に留意する。

1～4 (略)

5 持分会社、組合及び信託の貸借対照表を作成する場合には、1単位当たり純資産額を注記するものとする。

78-3 民営鉄道業及び第一種電気通信業を営む株式会社が作成する鉄道事業営業費明細表及び電気通信事業営業費用明細表（部門別再掲）の要約の方法については、原則として別紙様式によるものとし、道路運送固定施設業を営む株式会社が作成する自動車道事業営業費明細表については、鉄道事業営業費明細表の要約の方法に準じて取り扱うものとする。

95の5の2 規則95条の5の2の適用に関しては、次の点に留意する。

1 規則第95条の5の2に掲げる1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益等の用語は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益等をいうものとする。

2 持分会社、組合及び信託の損益計算書を作成する場合には、1単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎を注記するものとする。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）及び信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 規則第8条の10及び第8条の10の2に規定する関連当事者との取引等に

68の4 規則第68条の4の規定による記載については、次の点に留意する。

1～4 (略)

(新設)

78-3 民営鉄道業、民営旅客自動車運送業及び第一種電気通信業を営む株式会社が作成する鉄道事業営業費明細表、一般旅客自動車運送事業営業費明細表及び電気通信事業営業費用明細表（部門別再掲）の要約の方法については、原則として別紙様式によるものとし、道路運送固定施設業を営む株式会社が作成する自動車道事業営業費明細表については、鉄道事業営業費明細表及び一般旅客自動車運送事業営業費明細表の要約の方法に準じて取り扱うものとする。

95の5の2 規則第95条の5の2に掲げる1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益等の用語は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益等をいうものとする。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）及び信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 規則第8条の10に規定する関連当事者との取引に関する注記

関する注記

⑧～㉔ (略)

3 規則別記5に掲げる第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)～(3) (略)

4 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 保険業法施行規則別紙様式第7号第4及び第7号の2第4の貸借対照表中「価格変動準備金」、「金融先物取引責任準備金」及び「証券取引責任準備金」は、「特別法上の準備金」の区分に記載するものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑭及び㉑の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

①～⑥ (略)

⑦ 規則第8条の10及び第8条の10の2に規定する関連当事者との取引等に関する注記

⑧～㉔ (略)

5 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3)・(4) (略)

6 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

⑧～㉔ (略)

3 規則別記5に掲げる証券業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、証券会社に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第32号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)～(3) (略)

4 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 保険業法施行規則別紙様式第12号第4の貸借対照表中「価格変動準備金」、「金融先物取引責任準備金」及び「証券取引責任準備金」は、「特別法上の準備金」の区分に記載するものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑭及び㉑の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

①～⑥ (略)

⑦ 規則第8条の10に規定する関連当事者との取引に関する注記

⑧～㉔ (略)

5 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

(4)・(5) (略)

6 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

7 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

8 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

9 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

10 規則別記14に掲げる中小企業等金融業及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和11年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）又は労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

(4) (略)

7 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

8 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

9 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

10 規則別記14に掲げる中小企業等金融業及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和11年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）又は労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～⑥ (略)

⑦規則第8条の10及び第8条の10の2に規定する関連当事者との取引等に関する注記

⑧～⑳ (略)

①～⑥ (略)

⑦規則第8条の10に規定する関連当事者との取引に関する注記

⑧～㉓ (略)